

美酒美県やまなし需要拡大事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

山梨県 産業政策部 産業振興課

1 事業目的

本県が推進している高付加価値化に共感する消費者層に山梨ワインを認知させ、山梨県に高品質な酒の産地としてのイメージを定着させるため、「付加価値を好む」、「こだわりが感じられるものを好む」消費者を対象に、品質の高さや、文化、歴史、作り手の思いなどを伝えるプロモーションを実施する。新たな飲み手の確保につなげるため、山梨ワインだけでなく、山梨県が有するその他地場産品や環境に配慮した県の取り組みなど、山梨県の有する様々な魅力を切り口とすることで、これまで山梨ワインに触れていなかった層を対象としたECサイトでの販売及びリアルイベントと連携させたプロモーションを実施する。

ついては、次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務委託の名称

美酒美県やまなし需要拡大事業

(2) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和7年3月28日（金）を終期とする。

(3) 業務内容

別紙美酒美県やまなし需要拡大事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 予算上限額

金7,410,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。ただし、条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合には、応募を認めないことがある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者であること。

(2) 参加申込書類の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立

てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (5) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (7) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (8) 本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。

4 プロポーザル実施日程

実施項目	日程
企画提案募集開始	令和6年5月31日（金）
参加申込書提出期限	令和6年6月7日（金）
質問受付期限	令和6年6月11日（火）
質問回答期限	令和6年6月18日（火）
参加資格確認通知	令和6年6月14日（金）
企画提案書提出期限	令和6年6月24日（月）
プレゼンテーション審査会	令和6年7月2日（火）
採択通知・契約締結	令和6年7月5日（金）

5 参加申込書の提出と参加資格審査等

(1) 参加申込書類

本件企画提案に応募する方（以下「企画提案応募者」という。）は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
① 参加申込書【様式1】	1部
② 誓約書【様式2-1】	1部
③ 役員名簿【様式2-2】	1部
④ 国税納税証明書(税務署で交付される様式)	1部
⑤ 山梨県税納税証明書(山梨県税等に未納がない旨の証明書) (山梨県で交付される様式)	1部
⑥ 直近の会社の経営状況が把握できる資料 (損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等)	1部
⑦ 会社概要が把握できる資料(会社パンフレットなど)	6部

※物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合、上記②、③の提出は不要とする。

(2) 参加申込書類の提出方法・提出期限

提出方法 電子メール、郵送又は持参

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時までとする。

提出期限 令和6年6月7日(金)消印有効

提出先 山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3階

電子メールアドレス osada-uppj@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 参加資格通知

参加申込書類により確認を行い、資格有無について企画提案応募者に通知する。

6 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書【様式3】により受け付ける。

(1) 受付期限 令和6年6月11日(火)午後5時必着

(2) 質問方法 電子メール

(3) 提出先 参加申込書類の提出先と同じ

- (4) 回答方法 回答は、原則として、参加資格審査により企画提案応募者として選定された全事業者に対して電子メールにより送付する。
- (5) 回答期限 回答は令和6年6月18日（火）までに行う。
- (6) その他 本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

7 企画提案書類の提出

(1) 様式

①企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

提出書類	部数
ア 企画提案書（様式4）	1部
イ 見積書（任意様式・積算内訳を記載） ※正本1部以外は、会社名が分からないように印刷して下さい	10部

②企画提案書への記載事項は次のとおりとすること。

ア ECサイトでの販売、情報発信

項目	内容
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ECサイトを通じて行う、山梨ワインをはじめとした地場産品（以下「山梨ワイン等」という。）のPR並びに販売について、企画提案する内容全体の考え方、コンセプトについて記載すること。 ・ 山梨ワイン等の認知度向上、販売促進のための戦略について記載すること。
ターゲット層	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業で想定するターゲット層が、本ECサイトを利用する可能性、利用を促進するための戦略等を示すこと。
参加業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加業者に対する本ECサイトでの効果的な販売方法の講習及び販売促進のための伴走型支援のメニュー（内容、実施方法、実施回数の上限等）を示すこと。
ECサイトでの販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ ECサイトの実際のページを示すこと。 ・ ECサイトの概要、特色、強み等を示すこと。 ・ ECサイトの既存ユーザーに関するデータ（年代、性別、人気コンテンツ）を示すこと。 ・ ECサイトにおける酒類（特にワイン）の取引規模（出品数、取引額等）を示すこと。 <p>※取扱がない場合は省略可能。</p>
特集記事の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特集記事の作成における自社の強みを示すこと。 ・ 特集記事の閲覧により販売に直結するような効果的な配信方法を示すこと。

数値目標	数値目標（仕様書 5(1)⑤参照）を設定すること。
調査分析	調査分析（仕様書 5(1)⑥参照）の内容を記載すること。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	・本業務との連携が有効な独自の提案について記載すること。

イ リアルイベントの実施

項 目	内 容
全体的事項	・リアルイベントを通じて行う、山梨ワイン等のPR並びに販売について、企画提案する内容全体の考え方、コンセプトについて記載すること。 ・山梨ワイン等の認知度向上、販売促進のための戦略について記載すること。
ターゲット層	・本事業で想定するターゲット層がリアルイベントに参加する可能性、参加を促進するための戦略等を示すこと。
リアルイベント	・リアルイベントの実際の写真（新規に企画する場合は開催イメージ）を示すこと。 ・リアルイベントの概要、特色、強みを示すこと。試飲やセミナー等の体験型コンテンツに触れること。
数値目標	・数値目標（ECサイトからの誘導数、リアルイベント後のECサイト利用等）を設定すること。
調査分析	・来場者へのリサーチや意識調査の内容を示すこと。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	・本業務との連携が有効な独自の提案について実施すること。

ウ その他

項 目	内 容
スケジュール	・全体の事業スケジュールを示すこと。 なお、契約締結は令和6年7月上旬とする。
参加業者の募集	・募集方法（事前説明会を含む）について示すこと。 ・募集枠以上の募集があった場合の参加業者の決定方法について示すこと。併せて選考基準等を示すこと。
参加業者の上限	・本事業に参加可能な業者数及び1社あたりの取扱可能な商品数を示すこと。なお、希望する全ての業者がECサイトでの販売（講習会の受講、伴奏支援を含む）の実施及びリアルイベントに参加できるものとする。
実施体制	・本事業遂行のための実施体制が把握できる資料（事業実施責任者、プロジェクトチームの構造、人員数、経験年数、実績、保有資格、協力会社等）
主な実績	・類似実績（過去5年以内）が把握できる資料。
見積書	・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。 ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

(2) 企画提案書類の提出方法・提出期限

提出方法 紙及びPDF ファイル

※必ず、紙及びPDF ファイルの両方を提出すること。

紙は郵送または持参とし、PDF ファイルは電子メールでの提出とする。

提出期限 令和6年6月24日（月）消印有効

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。

提出先 参加申込書類の提出先と同じ

8 プレゼンテーション審査

7で示した企画提案書類をもとに、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

(1) 実施日

令和6年7月2日（火）※時間と場所は別途通知する

(2) プレゼンテーションの時間

1社25分程度

（提案書説明15分、質疑応答5分、準備・入退室5分を予定）

(3) その他

- ① 提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち、業務実施責任者になる者が行うこと。
- ② プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ③ プレゼンテーション時に追加資料の提出はできないものとする。また、既に提出された企画提案書の再提出及び差し替えについてもできないものとする。
- ④ プレゼンテーションに参加しない場合は、選考から除外する。
- ⑤ プレゼンテーション審査は、オンラインで行う場合がある。

9 審査について

(1) 選考方法

- ① 別紙美酒美県やまなし需要拡大事業業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査基準に基づき、総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。
- ② 第1位の委託候補者と契約締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

- ② 参加資格を満たしていないことが判明した場合、提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

(3) 審査結果の通知・公表

- ① 審査結果は、令和6年7月3日（水）以降、メールおよび文書にて通知する。
- ② 選定結果等については、山梨県のホームページで公表する。
- ③ ホームページでの公表内容は、各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称は公表しないものとする。

10 契約に関する事項

- (1) 審査の結果、最終的に1社を選定し、委託契約を締結する。
- (2) 契約期間は、契約締結日から令和7年3月28日（金）までとする。
- (3) 企画提案の内容をもとに、県と協議の上、委託契約を締結する。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。
- (3) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。
 - ② 提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案応募に関する費用負担
 - ① 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者自身の負担とする。
 - ② 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

12 本件に関する問い合わせ先

山梨県産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当 長田（おさだ）

電話：055-223-8871（直通）